

日本書院新編

在ホリオリシ某生
の一隅で孤立する

カルカッタに同事業の起らんとするあり現に今日我國
ニ輸入する唐絵の如きも印度製のもの居多ありと云ふ
材料の産出、製造の繁栄兩者の雄る可らざると以て觀

第三回

第三回内國勧業博覽會出品主心得 緒言

て本會の板
本會開設の
類別をあす

なり世界に海國多しと雖も四方全く海よして然うも其文明の度半開以上と進み人口繁茂して社會の仕組稍整然たるものは西洋に在ては英國、東洋に在ては我日本國の兩個あるのみ固より日英の文明と幾段の前後ありと雖も其人情風俗に於て自から異なる所少なからずと雖も已に其地理を齊べし二つあがら海國とする以上は有形の物理上その國の經濟と軍備との二個條よりても亦自から形容を司ふべざるからざるものあり

同じ嶋國あればとて氣候の寒暖地味の肥瘠等に依て產する所の物は必ずしも一樣ある可らずと雖も嶋國より自から其地面に際限あるが故に文明次第に進み人口歲々増加する時は到底農產物又不足を生じ自國の食物を以て自國の人民を養ふに足らず必ず其供給を他の大陸國より需めざるべからざるの勢となるは嶋國に於て免かれる可らずの數なり今日の英國にても現に小麥の供給をば露西亞、亞米利加等の大陸國に仰ぐを觀て之を知候たず然るゝ經濟の理より他國より物を買ふ時は必ず之に對して自國の物を賣らざるべからず物を賣らずと支那印度等の大陸國に仰ぐの時節到來す可きや論を定めたるを望むに等しく到底望むべき事柄にばらず然らば則ち嶋國の人民は何物を賣て養民の料を他より需むべきやと尋ねるス凡そ人間の爲すべき事業は千差萬別殆ど無限なりと雖ども之を大別すれば農工商の三より外ならず矣たらざれば工たり工たらざれば商たるの他より手段あるべからずと雖ども限あるの土地を以て限あきの人口を養ふとは到底嶋國に在て出來べからざるとあるが故に我國をして後來一の農產國たらしめ農業を以て富國の策を謀らんとするも萬々行はるべき事ならずと云はざるを得ず已、農事を以て國策を立つるの目的なしとせば工商の中其孰れか我國相よ適するものを撰び以て嶋來の計をあさりべからずと雖ども其工を爲りて製造の業を起すと甚だ容易ならず假令へ國民より製造適當の材料と自國より生ずるより非ざれば以て製造國たる可らずの性質ありて貞工たるの資格に乏しきらすとするも唯羊毛、棉花、鐵等の如きは即ち製造の材料として自ら之を生じて自ら之を製造するよりあらざれば眞の工國たると難うるべし後來我國に於て果して此材料を生ずるの目的ありや若し其目的あらざれば工を以て國を立つるの見込あしと云はざるべからず或人の說に假令自クら其材料を生ずるの便あきも他國に之を需むるの道あれば敢て工國たるより差支あらる可しとの言あれ其材料の供給を他より仰ぐを製造するのみの業を執るときは利益自ら多からず、利益多からざれば世界の市場に他と競争するを得ずして結局立國永遠の策と爲る足らざるや明あり彼の英國の如き北米又は印度の地方より製造の材料たる棉花を輸入し之をマンナエスカムシ等に於て製造せるの實例なきにあらずと雖もみは以前亞米利加又は印度地方の人民が未だ製造の業を起すの實力に乏く唯農產物を輸出するを以て本業とせし事にて今實の勢、綿布製造の業は綿花產出の地方移りマンナエスカムシの役をも斯くへどく、

るべきなり然るに英國より在ては今日文明の基本とも云ふべき鐵製造の材料に乏くらずして善良の鐵鑄は全國に散布し又ふの鐵を溶解する必用なる石炭を其鐵鑄と同じ場所に生ずる等實に稀有の天幸を兼并するが故に製造國たるの地位を後來よ持續するふとある可しと雖ども我日本國中には此種の天幸あるを聞うず然らば則ち後來製造の業を以て我を立てんとするの策も亦難しと云ふべし我國の國相已に興たるを得ず又工さるの資格なきものとすれば後來經濟の策は唯一の商業あるのみと断定せざるべからず抑も商の事たるや自ら物を産するにあらず又之を製するにあらず唯其賣主買主の間に立て雙方の便益を謀り寒國の物産を暖國に送り

り成るものあり其部類品種に因り此三つの要點を皆含むものあり又は其内の二つを兼ね或は一つの性質に出る者もありて固より一様ならずと雖も凡そ此三要是出品物の製作、組立に於て最も缺べからざるの基礎よりて徒らゝ觀美、巧緻を貰り又は輕薄なる考へをもちて着質ならざる粗大の物などを作り實用に適せざるの類は本會の望む所よりあらざるゆゑ能く此主旨を辨へ務て實益に着目すべし要するに本會への出品物は何品に限らず前に述べたる三要より専ら其本を立つるを以て肝要ありとす

○第三回内
本會規則第
一明治廿
第一條 第三
メ無税ニ
ルモノハ販
賣店へ販
売ヘシ○第
一スヘシ○第
二年十一日
レハ開店す

東の物を西に賣り所謂有無相通するの媒介を以て業とするものあるが故に其國土の廣さを要せず其國に物を產するを要せず唯商國たるよ必用あるは國の位地海國よして海路四通の衝よ當り人民航海の術よ熟達して自ら航海の事を專にするよ在るのみ抑も我國の位地たるや東は亞米利加の大洲よ而し西は支那帝國の大陸に接し右に文明國ありて左に半開國を控へ恰も天然商國たるの位置にあるものあれば貿主買主の間に媒介して其有無を通するに至極便利の國柄と云ふべし左れば我後來の國策は唯運輸通商を以て目的となし我國を世界の商國となし恰も西洋の英國を東洋の一隅に創始して旭日の微章を東西の間々輝かすべきなり斯く云へば言少く空談に似たれども世界萬國古來の實跡と今日の現状とを熟考するときは必ずしも其空ならざるを知るべ

に分ち概ね加工既成の物品を陳列するの區にして直に使用し得らるべきものに限れり
第二部(美術)は之を五類又分ち其列品は總て工藝又成り秀麗、高雅として美術の巧妙を顯はし意匠、知識、技術及新機軸の四者に基けるものに限れり
第三部(農業山林及園藝)は之を十類に分ち農業山林は經濟を以て主要となし園藝は人意を娛樂せしむるものなるを以て美術の應用より成りたちたる草木器物及園庭を造る道真に限れり
第四部(水產)は之を五類に分ち水産業の盛衰を較へ其術の巧みあるか拙あきかを審うにし實益又適切なるものを主とす
第五部(教育及學藝)は之を三類又分ち有形、無形共又學術を獎め又之を適用し及經濟運用の方法書等なり
第六部(礦業及冶金術)は之を三類又分ち礦屬の原質及其掘採鍊和に關するものとす
第七部(機械)は之を十五類に分ち機械の功用を示し勞力を省くの便を知らしむるの設け又して汽力、水力、人力等を以て運轉すべきものは是九部類分ナの大名又

（以下次號）

なり
し往古埃及及亞歷山港の繁昌より中古威尼斯、里斯本馬
徳里、安特提、又近世に至ては英の倫敦、米の紐育の如
き全く海運通商の便より依るものより自ら其物を產す
るゝあらず又之を生ずるにあらず唯有無交換の媒介た
るに依て此富有を來せしものあり又しゝ我國の今日
商國たるに最も適當の時機到来せりと云ふべき所以の
ものあり即ち南北の亞米利加を接續する巴那馬の地峽
を開穿して太平洋と太西洋との水を通ずるの工業將に
成就せんとする此事あり前年蘇西海峽の開けてより以
來天下通商の航路遽々一變して今日は復た喜望峰を迂
迴する者多く從て古來世界海運の中心となりて東西の
通商を専有したる倫敦は稍其繁榮を失ひ地中海々岸の
諸港却て中心より位せんとするの勢あるが如し故に巴那
馬の海峽一度び開くる時は今日通商の航路復た一變し
て我横濱港が東西通商の中心となり太平洋の汽船は勿
加々行くものも我横濱より寄港するの便を知り横濱は恰
も世界通商の集點たるべしと豫期するも敢て狂者の空
想と云ふべからず商權の擴張今日の時機失す可らざる

べし
凡そ物品は宜く時勢の變遷を量り現今及將來の需用又適するを以て主眼とすべし其形ち色合ひ紋柄の如何用途の如何を考へず濫りに奇體あるものを作り又は珍らしき事をのみ求めて後々續かぬ如きものは農產工作を問はず出陳に要なきなり且つ諸品中是迄は必要なるも最早今日みては不用となりしもの又は今日有用なるも後には不用であるべき者もあり又時勢を量り今より持らへ創れ又は故法を考へ直して大より用に堪へ固有の術を擴充して愈進歩せしむべきものもありて素より一定し難しと雖も要するに學理、技術を應用専用し勉めて經濟に適するを主とし内國は勿論遠く海外に販路を弘め現今將來の需用に適せしむるを以て專一とするに在り若し精密巧妙たゞひ稀れるある物を造らんと欲せば飽まで考案を凝らし手術を盡し其技倆を顯さるべからず輕忽に手を下し無用の長物を製作せば獨り本會の望み又背くのみならず出品主の不名譽となる事ゆゑよく心得置くべきふとなり
ルこそ第五部に屬する商工業の方方法施設即ち仕組仕方及その成蹟を顯す等の出品は他の部類に出陳する貨物異業とは固より其趣を異よし今や商工の業日々開進せんとし人心既に之に向ひ頻に資本を卸して其事業の振ひ作る様勉むる時に際し其方法、施設の優劣を比較し得矢を鑑別して遂に其妙用を知るに至らば無形の方案は有形物を動かし他の部類の出品は其良法の爲め後日其

の物産である煙草栽培の苗木の出傳ふる所に於て賣し其吸配せり當時の拜者と自家の吸爾後之を嗜るは實より十六年に至り其栽培を僅よ其地に化せしも砂深く石なるを以て營状に廻せす是より此波多野地最も善良あり也と傳ふる所に於て賣し其吸配せり當時の拜者と自家の吸爾後之を嗜るは實より十六年に至り其栽培を僅よ其地に化せしも砂深く石なるを以て營状に廻せす是より此波多野地最も善良あり

○誤植　一昨四日の第三回内國勵業博覽會事務局訓令
第二號中明治廿一年十二月一日とあります三日の誤植
○第三回内國勵業博覽會事務局告示第四號
第三回内國勵業博覽會出品主心得左ノ通相定ム
明治廿一年十二月三日

指揮の間は愉快なる有様を観るのみあるべし故に常に考案を盡し既に實施せる仕方、仕組等實陳して品評を求むるときは農商工業の改良を促進する誘みの益たるふと亦多うるべし

本邦に作付
法ありたりし
所より供する
者五五大市
よりしより
業する者

官報

○誤植 一昨四日の第三回内國勧業博覽會事務局訓令
第二號中明治廿一年十二月一日とありしは三日の誤植
○第三回内國勧業博覽會事務局告示第四號
第三回内國勧業博覽會出品主心得左ノ通相定ム

を求むるときは農商工業の改良を促し進歩を誇るの益
なるふと亦多うるべし

主り五大市
ノレシより
商業する者
大耕作は從
元るに過れ



申クノ外毎日正午ヨリ保険専込人ノ體格資
形ヲナス但保險規則ハ端書ニテ御申越次
第遠ニ送呈ス
日本橋區檜物町六番地角
有限公司

大坂の御旅宿

自由亭

本月
三日
發兌